

令和2年3月6日
千葉県信用保証協会

**令和2年新型コロナウイルス感染症に関する「経営安定関連保証（SN5号）」
の「追加指定40業種」の取扱い開始について**

この度の令和2年新型コロナウイルス感染症で罹患された皆さま、およびこの影響でご苦労されている関係者の皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和2年3月6日付け経済産業省告示第39号により中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による指定業種に「令和2年新型コロナウイルス感染症」により特に重大な影響が生じている40業種が追加指定されました。

これに伴い、「経営安定関連保証（SN5号）」について指定済みの152業種に加え、追加指定40業種の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

| | |
|-------|--|
| 制度名 | 経営安定関連保証（SN5号） |
| 対象者 | 市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方 |
| 資金使途 | 運転資金および設備資金 |
| 必要書類 | 市区町村長の認定書 ※1 |
| 保証限度額 | 2億8,000万円以内（組合4億8,000万円以内）※2 |
| 保証期間 | 運転資金10年以内（据置1年含む）、設備資金15年以内（据置1年含む） |
| 返済方法 | 原則として、分割返済 |
| 融資利率 | 金融機関所定利率 |
| 保証料率 | 年0.68% ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。 |
| 責任共有 | 責任共有対象 |
| 担保 | 必要に応じ |
| 保証人 | 原則、法人代表者のみ |
| 指定業種 | 中小企業庁ホームページ（下記URL）をご覧ください。 追加指定→ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200306_5gou.pdf 指定済み→ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2019/1912205gou.pdf |
| 指定期間 | 令和2年3月6日（金）～令和2年3月31日（火）※3 |
| 申込先 | 最寄りの取扱金融機関 |

※1 認定基準（①または②いずれかの基準に該当していることが必要です。）

①経済産業省大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3ヶ月間の平均売上高または平均販売数量が前年同月の月平均売上高等に比して5%以上減少していること。



なお、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでの間は、時限的な運用緩和として直近1ヶ月の売上高等とその後の2ヶ月間の売上高等の見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可能とします。

②経済産業省大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月の間の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。

※2 保証限度額は令和元年台風第15号等、令和2年新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証（SN4号）を含む経営安定関連保証（SN1～8号）の合算になります。

※3 指定期間内に市区町村へ申請を行い、発行された認定書の有効期間内に金融機関または保証協会へ申込みを行うことが必要です。

なお、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（経営相談窓口）】

本店 TEL 043-221-8111

松戸支店 TEL 047-365-6010

＜お問い合わせ＞
千葉県信用保証協会
業務企画課 高島・菅野
TEL 043-221-8185